

北広島町農業委員会第 26 回総会議事録

- 事務局 (第 26 回北広島町農業委員会総会開会宣言)
- 会長 (開会あいさつ)
- 事務局長 (報告)
- 会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 15 番、1 番をお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 8 月 20 日提出北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 10 番 8 月 12 日に、15 番委員と●●推進委員さんと現地確認に参りました。譲り受け人さんも、譲り渡し人さんも、地元の農事組合法人の構成員であり耕作の方はそちらでさせてもらっている。家も近く、双方で話し合いをされて、譲り渡すという形になった。要件の全てを満たしていると考えている。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いいたします。ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。議長を交代いたします。
- 議長 続いて、番号 2 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 会長 ●●さんが買われるわけですがけれども、奥さんが不動産業をやっております。

その関係で不動産仲間からの情報で、夫婦がこの地を見に来られました。それでここがいいなということとなり、労力があるうちにこちら移って、畑と家を購入。家は内装工事があり済んだらこちらに転居する予定であるということで、今回の申請でございます。

耕運機は新規に購入予定。主に自家消費野菜を作る予定。全くの素人だがインターネットにより技術の情報収集したり、地元の人たちから教えてもらいながら、家の改修が済めば引っ越してくる予定。

以上のことから許可要件のすべてに対すると考えます。

議 長 この件に関してご意見ご質問はございませんでしょうか。
質疑を打ち切って採決に入ります。
許可してよいと思われる委員の方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
申請通り許可することに決定いたしました。
議長交代します。
番号3番について、事務局へ説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

13 番 補足説明をさせていただきます。
先日、3番委員さん、●●推進委員さんとともに農地の現地確認してまいりました。
写真で見ていただくように、両サイドは道路に囲まれている圃場で、現地は遊休農地となっている。
以前から、譲受人が管理されていたことから問題はないと思います。
以上のことから要件の全てを満たしていると考えている。
ご審議の方よろしくをお願いします。

議 長 はいありがとうございます。
それでは番号3番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
許可してよいと思われる委員の方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
申請通り許可することに決定いたしました。
番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 担当委員より補足説明をお願いします。

- 13 番 説明をさせていただきます。
申請書の中で4255については現況は畑となっていますが宅地です。
地図の1番と2番については田として現在水稻が栽培されています。
3番が農業用倉庫、4番5番については以前から遊休農地として報告をしている農地です。
1番と2番については●●さんが利用権を設定されて水稻栽培されている。
よって7月1日に利用権設定の解約を行い、7月18日に●●さんの方に引き渡しをされている状況です。
●●さんは現在●●農園に勤められています。そういう関係から●●農園に譲り渡しをされたと推測しております。
●●農園さんはこの辺の農地をかなり取得され大規模にやられています。
重機や農業機械も持っておられ、農地改良もされている。
以上のことから許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 はい。ありがとうございます。番号4番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
はい、質疑を打ち切り採決いたします。
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
申請通り許可することに決定いたしました。
番号5番について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 7 番 8月9日に現地に行きました。電話では●●さんと連絡取れませんでしたので●●行政書士に確認しました。
現地は自宅裏の小さい圃場で草は全部刈ってありました。野菜を栽培予定。
2番はささがあり、境界が分からない状況。●●さんの話によれば耕うんして畑にする予定。
3番については、倒木があり、処理をすれば、畑として使える状況。
いずれも何年か作付されていないが、耕うん機で耕うんすれば畑としては機能すると思います。
以上のことから許可要件のすべてを満たしていると考えております。
- 議 長 はい、ありがとうございます。
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 議 長 譲受人の世帯構成は。
- 事 務 局 ●●行政書士に確認したところ、譲受人は女性でご両親、妹、兄も協力して開墾・耕作予定です。
- 議 長 自宅から現地は近いのですか

- 事務局 歩いて3、4分。10ページの●●さんの宅地のすぐ下に道があり商店街から上がる階段の方が大きく迂回するようなことはない。
- 魏 長 他にご質問、ご意見ありますでしょうか。
それでは番号5番について、質疑を打ち切り採決します。申請のとおり、許可しても良いと思われる方は、挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
申請通り許可することに決定いたしました。
番号6番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 職務代理 担当から補足説明させていただきます。
8月7日に●●委員さんと●●推進委員さん3名で現地調査を行いました。
調査には所有者、譲受け人も、来ていただいて、色々お話を聞かせていただきました。
所有者の●●さんは、●●市の方におられまして、もうこちらに帰られないと。
一緒に●●さんが家と畑を一緒に購入したいという希望で、今回申請されました。
写真でもわかりますが、ちょっと草が生えていますが、草刈り機で刈払えば畑になる状況でございましたので、申請の方は家庭菜園程度で作るというようなことでございます。
隣の家でもあり家庭菜園にはちょうど良い土地。耕作には耕うん機などもあるということで、支障はなく、周辺の影響も問題がないと調査をさせていただきました。
以上のことから要件を満たしていると考えております。
- 議 長 はい、ありがとうございます。
番号6番について、質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いします。
ございませんかそれでは、質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
申請通り許可を決定することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議 長 農地法4条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年8月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

6番 はい、6番より補足の説明をさせていただきます。
8月12日、2番委員、●●推進委員と、現地調査に行っております。
県道改良の時期にここを埋め立てたのではないかという、近所の方のお話をいただいております。
現状は、法要などの時に駐車場として使われておられるような状況でございます。
適正化を図るために申請されたもので周辺への影響はございません。
以上のことから、許可相当ではと思います。

議長 はい、ありがとうございました。
番号7番について、質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いします。

議長 それでは、質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
したがって、申請のとおり許可することに決定しました。
議長交代します。

議長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当者委員より説明をお願いします。

会長 今回、申請されたのは、写真できますと、車庫が見えましたけれども、向こう側からの写真ではないです。これは後ろの写真です。
現況地番図で言いますと、下側のちょっと右側に膨れたところがあるんですけど、そこが車庫後ろ側でございます。
半分ぐらいが宅地に入っているというような状況です。
上の三角については宅地に一部分が入っているという状況でございます。
車庫につきましても、車2台ぐらいが入り、あとは倉庫として使われるような申請でございます。
面積的にも車2台の駐車場として、適当な規模というふうに思います。
ご審議の方よろしくをお願いします。

議長 この件に関してご意見ご質問はございませんでしょうか。
それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。
番号8番について許可してよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
申請通り許可を決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

議 長 農地法5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年8月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より説明をお願いします。

13 番 説明をさせていただきます。
●●農業委員さんと●●推進委員さんと現地調査してまいりました。
圃場整備地、一種農地として補助整備はされているという状況でございます。
この県道七曲線からこの下側は、川からの水を取っておられるですけれども、それが途中で壊れているみたいで、水が来ないというような農地でございます。
ただ、●●さん農場についてはですね、県道の水路からポンプアップして、1枚だけ水稻を作られているというような状況の場所でございます。
それと、この対象農地の下側の道があるんですけれども、これは中野宮に行く道でございます。左側からの農場で、大体3メートルくらいの農場。
左側は、譲渡し人の●●さんの圃場となっており、ハウスがあり畑をやっておられるというような状況でございます。
他の農地の影響はないと思われませんが、特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為許可申請を出されておられるんですけどもこの流末水路を見ると断面不足と思われまます。
そういう疑問が起こりましたので許可するのはこの雨水浸透阻害行為許可日とすることが適切と考えます。
ご審議どうぞよろしくをお願いします。

議 長 はいありがとうございました。では9番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

3 番 先ほどの事務局の説明で県の許可日が8月29日予定の話はありましたが、具体的にその中身はどういう協議をどういう対策をするのか。そちらの雨水浸透阻害行為を施設 が図面の水色になっているところで水を溜めるような形にするのか。その中身はどうですか。

事務局 計画につきまして変更点はないと行政書士からは聞いております。
県河川課から詳細の確認を取っていないんですが、こちら農業委員会事務局の申請の通りで、29日に申請届が提出され河川課の認可は9月に入ってからおりるものと思われまます。
許可日につきましては河川課の申請を受けてからの話なのでということでありました。申請にある平面図の設計となると聞いております。

- 3 番 8月29日は誰が言ったのか。
- 事務局 これが行政書士の方からですね。
こちらを県の河川課へ申請する予定と聞いています。
8月中は事前調整でちょっと時間を取られてしまったということです。
- 3 番 8月29日に県の受理するのが、何らかのトラブル問題が生じて時間がかかっているものなのか一般的な事務により、そうなっているのか判断がし難い。
許可相当でよいと先行してやるのが以前もありましたが。
- 事務局 現段階では、同時進行で許可相当とすることで対応するように話を聞いています。
- 議長 それでは、この件についてどうしますか。
過去、許可したとはないのか？
- 事務局 この農地の申請に対してどうなんだろうという判断を一旦していただければよいのではないしょうか。
- 3 番 断面不足という心配もあり、この事業・計画が適正なのかどうかというのは、前後判断することにはなっていません。
工事の方法によっては、周辺の水路とか農地にどれだけの影響があるかという判断をするわけでしょう。
- 議長 整理すると、この圃場について、太陽光発電を作るのはOKです。
平行で県河川課は、雨水について判断される。その対策しないと許可はできない。
こっち側が許可しても、県が駄目なことになるわけだから、この雨水対策を
してくださいと。皆さん、どう思いますか。
他に質問がありますか。
採決してよいですか。
許可してよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委員 (許可過半)
- 議長 許可相当ですね。
では番号10番について事務局に質問をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当者委員より説明をお願いします。
- 3 番 8月4日金曜日に、13番委員さんと、●●推進委員さんと、私の3名で現地確認を
いたしました。
調査時には、すでにこの物置を設置され庭木の伐採がしてあった。
629-1と627番地の農地の下に水路がありそれぞれ転用でき問題はない。
許可相当と判断しました。
- 議長 この件に関してご意見ご質問はございませんでしょうか。
それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。

番号 10 番について許可してよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
申請通り許可することに決定いたしました。

議案第 4 号 農業用施設転用届について

議 長 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 8 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 11 について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当者委員より説明をお願いします。

15 番 8 月 13 日に 1 番委員、●●推進委員と現地確認を行いました。
ハウスがあり、そちらの方で機械等を保管されております。
ただ、雪のために一部倒壊をしたということで、ハウスに代わる施設ということで申請をされております。
審議の方、よろしく申し上げます。

会 長 はい、ありがとうございました。
番号 11 番について、ご質問、ご意見をお願いいたします。
それでは、質疑応答を打ち切り、採決いたします。
申請のとおり、受理してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
申請通り受理を決定いたしました。
番号 12 番について、事務局に説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当者委員より説明をお願いします。

13 番 申請理由については先ほどの 4 条申請のとおり●●農園さんに譲り渡しされるものでございます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 倉庫が建っているけれども、処分する。

13 番 既にシロアリ等で倉庫としては使えない状況。

議 長 それでは番号 12 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

それでは質疑を打ち切り採決いたします。
申請のとおり受理してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って申請のとおり受理することにいたしました。

第5号議案 農業地利用集積等促進計画について

議長 農地中間管理事業に係る利用権の同意を得た農業地利用集積等促進計画についての意見を求める。令和7年8月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 はいありがとうございます。
それでは第5号について質疑に入ります。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります
申請のとおり許可してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
意見なしと決定いたしました

議事終了